

第16号議案

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成30年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改める。

第二条の見出しを「（設置）」に改め、同条第一項中「及び中学校（以下「学校」という。）を、協議会を設置する学校として指定（以下「指定」という。）することができ」を「及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、協議会を置くものとする」に改め、同条第二項中「指定を行おう」を「協議会を置こう」に、「指定しようとする学校」を「当該学校」に、「及び地域住民の意向を踏まえるものとする」を「及び地域住民等の意見を聞くものとする」に改め、同条第三項を削る。

第三条を削る。

第四条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項の規定により協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の運営に資する活動を行う者

第四条第二項を次のように改め、同条を第三条とする。

2 教育委員会は、前項の委員の任命について、対象学校の校長から申し出があつたときは、当該校長から意見を聞くものとする。

第五条第二項第三号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第四条とする。

第六条第四項を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第一項第一号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条第三項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第十八条第一項第一号中「第五条」を「第四条」に改め、同条第二項中「校長は」を「対象学校の校長は」に改め、同条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に文京区学校運営協議会規則第二条の規定により指定を受けた学校運営協議会は、この規則による改正後の文京区学校運営協議会規則の相当規定により設置した学校運営協議会とみなす。

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第四十七条の六</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第二条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす文京区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）<u>ごとに、協議会を置くものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 教育委員会は、<u>協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を聞くものとする。</u></p> <p>(委員の任命)</p> <p>第<u>三</u>条 協議会の委員は十五人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一 保護者</p> <p>二 地域住民</p> <p><u>三 前条第一項の規定により協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の運営に資する活動を行う者</u></p> <p><u>四 学識経験者</u></p> <p><u>五 対象学校の校長</u></p> <p><u>六 その他教育委員会が適当と認めた者</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の委員の任命について、対象学校の校長から申し出があったときは、当該校長から意見を聞くものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第四十七条の五</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(指定)</u></p> <p>第二条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を満たす文京区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）<u>を、協議会を設置する学校として指定（以下「指定」という。）することができる。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 教育委員会は、<u>指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。</u></p> <p><u>3 指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に指定の申請をすることができる。</u></p> <p><u>(指定の期間)</u></p> <p>第<u>三</u>条 <u>指定の期間は四年とする。</u></p> <p><u>2 前項の指定は、これを更新することができる。</u></p> <p><u>3 前条の規定は、前項の規定による指定の更新について準用する。</u></p> <p>(委員の任命)</p> <p>第<u>四</u>条 協議会の委員は十五人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>一 保護者</p> <p>二 地域住民</p> <p><u>三 学識経験者</u></p> <p><u>四 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長</u></p> <p><u>五 その他教育委員会が適当と認めた者</u></p> <p>2 <u>指定学校の校長以外の委員については、指定学校の校長が教育委員会に推薦することができる。</u></p>

(守秘義務等)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 (略)

(承認事項)

第七条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一～四 (略)

2 協議会は、前項に掲げるもののほか、対象学校の校長から求められた事項について審議することができる。

(意見の申し出)

第八条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会長及び副会長)

(守秘義務等)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第六条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

第七条 (略)

(承認事項)

第八条 指定学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一～四 (略)

2 協議会は、前項に掲げるもののほか、指定学校の校長から求められた事項について審議することができる。

(意見の申し出)

第九条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員をいう。)であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会長及び副会長)

第九條 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長は、会長及び副会長に選任されることはできない。

2・3 (略)

第十條 (略)

(会議の公開)

第十一條 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

一 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議するとき。

二 (略)

2・3 (略)

第十二條 (略)

第十三條 (略)

第十四條 (略)

(指導及び助言並びに研修等)

第十五條 (略)

2 (略)

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供を行うものとする。

第十條 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、指定学校の校長は、会長及び副会長に選任されることはできない。

2・3 (略)

第十一條 (略)

(会議の公開)

第十二條 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

一 指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議するとき。

二 (略)

2・3 (略)

第十三條 (略)

第十四條 (略)

第十五條 (略)

(指導及び助言並びに研修等)

第十六條 (略)

2 (略)

3 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供を行うものとする。

(指定の取消し)

第十七條 教育委員会は、前条第一項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

一 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

二 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。

三 その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、指定を取り消すときは、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第十六条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

一 第四条の義務に違反したとき。

二・三 (略)

2 対象学校の校長は、協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 (略)

第十七条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に文京区学校運営協議会規則第二条の規定により指定を受けた学校運営協議会は、この規則による改正後の文京区学校運営協議会規則の相当規定により設置した学校運営協議会とみなす。

(委員の解任)

第十八条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

一 第五条の義務に違反したとき。

二・三 (略)

2 校長は、協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 (略)

第十九条 (略)